

# 令和7年度放課後児童クラブ利用申込みについて

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に安心安全な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。利用を希望される方は、下記によりお申し込みください。

## 申込み手続き

- ① 申込みを希望する方は利用申請書、就労証明書、家庭状況調査書を伊根町教育委員会又は、放課後児童クラブまでお求めください。ホームページからダウンロードすることもできます。



- ② 伊根町教育委員会に「利用申請書」、保護者が昼間家庭にいない児童であることの証明書（就労証明書）、家庭状況調査書を提出します。



- ③ 放課後、低年齢の児童が留守番を一人ですることがないよう、提出書類を審査し、疑義がある場合は聞き取り調査を行います。選考により利用できない場合がありますので、ご理解をお願いします。



- ④ 町から利用決定（却下）通知書を送付します。

※令和6年度から、児童が安全に過ごすことができるよう施設や定員算定を見直したため、利用定員が減員となっています。今一度、ご家庭で児童が過ごすことができないか、よくご相談の上お申し込みください。

## 利用申請（提出必要書類）

- ① 伊根町放課後児童健全育成事業利用申請書
- ② 保護者が昼間家庭にいない児童であることの証明書（就労証明書）
- ③ 家庭状況調査書

### ●会社員・パート・内職等の方

・・・事業所で就労していることを証明してもらってください。

### ●自営業・農業・漁業・介護等の方

・・・地域の民生委員に証明してもらってください。

※20歳以上65歳未満の方が利用申込児童と同居している場合、全員分の証明書の提出が必要です。

※保護者が労働等をしていない日（時間）は、児童クラブの利用はできません。

※育児休業中の方は、復職日以降の利用開始となります。

## 申込期限・受付場所

児童クラブの利用を希望される保護者の方は、書類一式を郵送又はご持参ください。

●申込期限 **令和6年12月20日（金）必着** ●受付場所 伊根町教育委員会

※申込期限を過ぎると利用ができない場合がありますので、受付期間内に必ず申請書と必要書類を提出してください。（転入や家庭状況に変更がある場合は、特別に申請を受け付ける場合があります。）

## その他

長期休暇のみ利用を希望する場合や年度途中から利用を希望する場合も申込期限内に申請書類を提出してください。長期休業期間のみの利用は、定員の空き状況により臨時募集する場合があります。

## 利用できる児童クラブ

利用できる児童クラブは、児童が通学している校区の児童クラブです。

| 名 称        | 定員  | 所在地                             | 連絡先 ※         |
|------------|-----|---------------------------------|---------------|
| 伊根放課後児童クラブ | 25人 | 伊根町字平田485番地<br>(伊根町福祉センター内) ※   | 090-9277-8101 |
| 本庄放課後児童クラブ | 16人 | 伊根町字本庄浜68番地<br>(本庄小学校体育館クラブハウス) | 090-9277-8392 |

※開所時以外の連絡は、各児童クラブにSMSで連絡ください。

※現在、現運営場所に並列して新施設を建設中です。令和7年4月からは新施設を中心とした運営になります。

## 利用できる児童

小学校1年生～6年生（支援学校含む）の児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。低学年児童（1年～3年生）及び特別な支援を要する児童を優先的に選考します。

※保護者の方がお休みの日には児童クラブの利用はできません。また、保護者の方は、お仕事が終わられましたら速やかにお迎えに来てください。

※「お友だちと遊びたい」「児童クラブで遊ばせたい」という理由で利用はできません。

## 開所日

月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）及び、学校行事等による振替休業日。

## 開所時間

●月曜日から金曜日：学校終業時間から午後6時まで

●土曜日・学校長期休業期間・学校振替休業日：午前8時から午後6時まで

※学校行事等で、土曜日に登校する場合は、学校終業時間から午後6時まで

## 休業日

●日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）

●気象警報（波浪警報、高潮警報を除く）発表時

●感染症等の流行により、学校閉鎖又は学級閉鎖となった場合

●臨時休業日（利用児童のいない日、お盆休み8月13日から8月15日）

### 学校長期休業期間

・年度当初春休み

4月1日～4月5日

（新1年生は

入学式の前日まで）

・夏休み

7月21日～8月31日

・冬休み

12月25日～1月7日

・年度末春休み

3月25日～3月31日

## 利用料

【通年利用】 月額3,000円（ただし、8月は6,000円）

【長期休業利用】 ●年度当初春休み 1,500円 ●夏休み 9,000円

●冬休み 3,000円 ●年度末春休み 1,500円

※兄弟、姉妹で同時に利用される場合は、2人目からの利用料は半額になります。

※生活保護世帯・ひとり親家庭のうち住民税非課税世帯等には利用料の減免制度があります。

※利用料の他に、おやつ代として1人1回60円、保険料として1人年間400円が必要です。

## お問合せ先

【伊根町教育委員会】 電話：0772-32-0718 FAX：0772-32-1222